

変動型最低制限価格制度の導入について(H25.4.1 改正)

本市では、平成 22 年 4 月 1 日以降に行う入札から、実際の入札価格を基準として最低制限価格を設定する「変動型最低制限価格」制度を一部の入札に試行導入します。

1 変動型最低制限価格制度

この制度は、実際の入札価格に基づいて算出した額を最低制限価格に設定し、市場において変動する実勢価格を入札制度に反映することによって、公正な競争を阻害するおそれのある過度に低価な入札を排除するとともに自由な競争の促進を図り、もって競争入札の適正化と契約の内容に適合した履行の確保を目的としています。

2 対象入札等

- ◆ 対象入札：電子入札システムを用いて行う制限つき一般競争入札
 - 建設工事及び製造の請負契約の一部(予定価格が 130 万円を超えるもの)
 - 清掃、植栽の剪定等で人的経費が主となる請負契約の一部(予定価格が 50 万円を超えるもの)
- ◆ 最低制限価格等設定の有無：入札公告に明記
- ◆ 適用時期：平成 25 年 4 月 1 日以降に執行(公告)する入札

3 最低制限価格の算定方法

- (1) 算定対象の入札数(有効な入札)4以上のときは、入札金額の一番低い金額の札(同額の札が複数ある場合はその一つ)を除いた全ての算定対象の入札について、その平均額(その金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)を求め、その数に100分の85を乗じて得た額(その金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をその入札における最低制限価格とします。
- (2) 算定対象の入札数(有効な入札)3以下のときは、予定価格に契約規則で定める最低制限価格の範囲で最も低い率(60/100)を乗じて得た額(その金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)とします。

4 落札者等の決定

落札者等の決定については、開札の結果有効と認められた入札をした者のなかで、次に該当する者とします。

- ◆ 落札者：最低制限価格以上の入札で、かつ、最低の価格をもって入札した者
 - ※ 最低価格者が 2 者以上いる場合は、くじにより決定します。
- ◆ 失格者：最低制限価格を下回った入札をした者